

視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究 —特別支援学校(視覚障害)における指導を中心に— (平成29年度～30年度)

【目的】

- 特別支援学校(視覚障害)在籍の重複障害幼児児童生徒の割合が増加している。
- 特別支援学校(視覚障害)では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増している。
- 併せ有する知的障害や肢体不自由等への対応とともに、視覚障害への対応として視覚の活用や触覚の活用という視点からの指導も重要。
- ⇒視覚障害を伴う重複障害の幼児児童生徒について、視覚障害への対応という視点からの適切な指導内容や指導方法等を示すことを目的とした。

【方法】

- 全国実態調査:全国の特別支援学校(視覚障害)を対象とした質問紙調査
- 指導事例の収集:特別支援学校(視覚障害)での重複障害幼児児童生徒の視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集
- 実態把握の観点の整理:視覚活用や触覚活用について実態把握をしていくための観点を整理

【全国実態調査結果から】

幼児児童生徒が併せ有する障害の割合

- ・「知的障害」(96.2%)、「肢体不自由」(29.3%)、「自閉症」(15.9%)等

視力の状況

- ・視力0の割合が30.6%、手動弁以下(視力が「手動弁」と「光覚」と「0」の合計)の割合では54.5%
＜触覚の活用が重要となる割合は高い＞

実態把握における課題

- ・高い割合であったのは「重複障害幼児児童生徒のための適切な検査方法がない」、「実態把握に関する適切な参考書籍やガイドブック等がない」、「実態把握に関する十分な研修の機会がない」

個別の指導計画に関する課題

- ・高い割合であったのは「1年間で達成可能な年間指導目標を立てること」、「具体的で達成可能な学期の指導目標を立てること」、「系統的な目標を立てること」という目標設定に関する項目

【指導事例から】

小学部盲児童の事例

- ・知的発達の遅れがあり、触覚の活用に関しては、両手の分化や、物の表面や内部を探索する手指の動き、形の弁別等に課題があった。物の表面や内部を探索する手指の動きについては、物の表面や内部をとびとびに触ることで行っており、表面等について、切れ目なく全体を触ることがみられなかった。
- ・モンテッソーリの円柱さし教材を用いた指導によって、触覚の活用が図られた。
- ・この教材の表面で穴の位置を探る手指の動きが、とびとびではなく連続してたどる動きになった。教材の表面を端から端まで触る探索的動作もみられるようになった。
- ・穴に円柱を入れてから動かして大きさを確かめたり、指を入れて大きさを確かめるために指を回転させる動きもみられるようになった。



【まとめ】

- ・特定の活動(上記のような教材を用いた課題の他、歩行、作業等)の中で視覚活用や触覚活用の実態を詳細に把握して、それらの活用を促すことが重要であると考えられる。
- ・本研究では特定の活動のなかで視覚活用や触覚活用についての実態把握を行うための観点も示した。
- ・このような実態把握が、具体的で達成可能な指導目標の設定や、その目標達成のための適切な指導内容・指導方法の設定にもつながるものとする。
- ・本研究では知的障害、肢体不自由等への対応を踏まえて視覚活用や触覚活用を促した指導事例を取り上げている。上記の事例を含めて、例えば、触覚活用についても触ることへの抵抗、手指の運動の制限、手指の微細な運動の困難等や、認知発達、音声言語の理解や発話の状況等を踏まえた対応が必要である。

実態把握の観点【視覚活用】 (Hall & Bailey, 1989)

視行動の種類	説明
1. 視覚的に注意を向ける行動	物を固視する、動くものを追視する、視線を移動する、何かを見つける等
2. 視覚的に調べる行動	物や人の顔、絵等が何であるか視覚的に調べる、調べてそれと分かる等
3. 視覚的にコントロールされた運動	物を見て手を伸ばす、視覚を用いて移動する、動作を模倣する等

触覚活用についての観点としては、「1. 探す」(手で物を探す。),「2. 調べる」(何かの上で手を動かして触覚的な特性についての情報を得る。),「3. 操作する」(物を意図的に動かすこと。)等 (Smith and Leveck, 1996)

[基幹研究]

視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究

－ 特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に －

（平成29年度～30年度）

【研究代表者】 金子 健

【要旨】

特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の割合は、近年増加しており、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増していると言える。

ここで、視覚障害教育における指導の中で重要な事項として、保有する視覚の活用を図ることや、視覚が使用できない場合や十分には使用できない場合において視覚以外の触覚等を活用することが大切である。このことは、単一障害の視覚障害幼児児童生徒の場合もそうであるが、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒の場合も同じである。

また、そのためには、視覚や触覚の活用状況についての十分な実態把握も必要である。

本研究では、こうした視点に立ち、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の指導における、視覚活用や触覚活用に関する実態把握の方法や、指導内容、指導方法等について、特別支援学校（視覚障害）を対象として実施した全国実態調査の結果、同校在籍の重複障害幼児児童生徒の指導事例の提示等に基づいて示した。

【キーワード】

視覚障害、重複障害、視覚活用、触覚活用、特別支援学校（視覚障害）

【背景・目的】

特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の割合は、近年増加しており、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増していると言える。

ここで、視覚障害教育における指導の中で重要な事項として、保有する視覚の活用を図ることや、視覚が使用できない場合や十分には使用できない場合において視覚以外の触覚等を活用することが大切である。このことは単一障害の視覚障害幼児児童生徒の場合もそうであるが、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒の場合も同じである。同幼児児童生徒が併せ有する知的障害や肢体不自由等への対応とともに、このような視覚障害への対応が大切である。

また、視覚活用や触覚活用を図るためには、個々の幼児児童生徒における視覚や触覚の活用の状況に関して、十分な実態把握が必要である。

以上のことを踏まえ、本研究では、視覚障害を伴う重複障害の幼児児童生徒の特別支援学校（視覚障害）における指導上の課題を全国調査等により把握した上で、これまでの関連する知見や事例の収集等によって、上記のような視覚障害への対応という観点からの適切な指導内容や指導方法等を示すことを目的とした。

【方法】

1. 平成 29 年度

平成 29 年度には、全国の特別支援学校（視覚障害）を対象として、視覚や触覚活用に関する実態把握に焦点を当てた全国調査を実施し、実態把握に関する課題を整理する。また、個別の指導計画にも焦点を当てて、その作成方法と作成・活用上の課題等を明らかにする。

2. 平成 30 年度

平成 30 年度には、全国調査の結果を踏まえて、研究協力機関である特別支援学校（視覚障害）の協力の下、視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集する。さらに、特定の活動の中で、視覚活用や触覚活用について実態把握をしていくための観点を整理する。

【結果と考察】

1. 全国実態調査

（1）調査の目的と方法

本調査では、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の全国的な状況

について、幼児児童生徒の実態（併せ持つ障害の状況、視力の状況等）と共に、特に、幼児児童生徒についての実態把握に関する状況と課題、個別の指導計画の作成方法と作成・活用上の課題を明らかにすることを目的とした。

調査の方法としては、特別支援学校（視覚障害）67校に対して郵送による質問紙調査を実施した。幼稚部、小学部、中学部、高等部本科普通科について、それぞれ重複障害学級に在籍する幼児児童生徒を調査対象とした。調査期間は、平成29年11月から平成30年1月までであった。

（2）結果

①回収率

64校から回答を得た（回収率 95.5%）。

②幼児児童生徒の実態について

幼児児童生徒が併せ有する障害の割合では、視覚障害の他に知的障害を併せ有する割合が63.2%と最も高く、次いで知的障害と肢体不自由を併せ有する割合が23.4%と続いた。視覚障害の他に併せ有する障害で、障害の組み合わせによらない割合では、「知的障害」（96.2%）、「肢体不自由」（29.3%）、「自閉症」（15.9%）の割合が高かった。

視力の状況については、視力0の割合が30.6%、手動弁以下の割合（「手動弁」、「光覚」、「視力0」の割合の合計）は54.5%であった。こうした幼児児童生徒に対しては、とりわけ、触覚の活用が重要になると考えられる。

③実態把握における課題

実態把握の体制や検査類の整備面で課題だと考えていることの割合は「重複障害幼児児童生徒のための適切な検査方法がない」（54.2%）や、「実態把握に関する適切な参考書やガイドブック等がない」（44.1%）、「実態把握に関する十分な研修の機会がない」（42.4%）が高かった。

実態把握の内容面では、視覚、触覚、聴覚の活用という各種の感覚に関する評価（それぞれ、55.7%、52.5%、49.2%）、手指の機能、言語・コミュニケーション、運動発達、認知発達という各領域の評価（それぞれ、44.3%、47.5%、47.5%、63.9%）が、おしなべて難しいとする割合が高かった。

④個別の指導計画に関する課題

個別の指導計画の作成と活用に関する課題としては、「1年間で達成可能な年間指導目標を立てること」（48.4%）、「具体的で達成可能な学期の指導目標を立てること」（50.0%）、「系統的な目標を立てること」（53.2%）という目標設定に関わる項目について、全て難しいと考える割合が高かった。

2. 事例

全国調査の結果を踏まえ、視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集した。収集した事例は、特別支援学校（視覚障害）の幼稚部、小学部、中学部に在籍する幼児児童生

徒計4名の指導事例であった。ここでは、そのうち2事例を取り上げて、歩行や教材の操作といった特定の活動の中での視覚活用や触覚活用を促した例について述べる。

(1) 幼稚部弱視幼児の事例

本幼児は、先天性白内障でダウン症の幼児である。白内障については手術を受けており、水晶体除去のため眼鏡を使用している。矯正視力は、縞視標による視力評価により、両眼で0.1～0.2（年長4歳時）である。

身体発達について、運動機能の面から、自力での歩行は可能であると考えられるが、まだ自力歩行を行う様子はみられていない。また、手指による物の操作に関して、微細な手指の運動に課題があった。本事例は、これらの実態を踏まえ、単独歩行に向けた指導や手指の操作性の向上を促す教材を用いた指導において、視覚の活用が図られた事例である。

単独歩行に向けた指導の中では、片手のみ教員とつないだ片手つなぎでの歩行において、移動中に特定の場所を見つけて、その方向に進む、その場所の特定の物（ドアのノブ、手すり等）を見て手を伸ばす等のことがみられるようになった。

手指の操作の向上を促す教材を用いた指導においては、教材の一部を見て手を伸ばす、それが横に移動する際や、下に落ちる際に追視することがみられた。また、教材の向きがいつもと異なっていることに見て気づいて、元の向きに戻すこともみられている。

(2) 小学部盲児童の事例

本児童は先天性両眼無眼症であり、両眼とも義眼を装用している。また、知的発達の遅れがみられる。

触覚の活用に関しては、両手の分化や、物の表面や内部を探索する手指の動き、形の弁別等に課題があった。物の表面や内部を探索する手指の動きについては、物の表面や内部をとびとびに触ることで行っており、表面等について、切れ目なく全体を触ることがみられなかった。

これらの実態を踏まえて、図1のようにモンテッソーリの円柱さし教材を用いた指導によって、触覚の活用が図られた事例である。

この指導の中で、物の表面や内部を探索する手指の動きについては、教材の表面で穴の位置を探る手指の動きが、とびとびではなく連続してたどる動きになった。この手指の動きで教材の表面を端から端まで触ることもみられるようになった。また、穴に円柱を入れてから動かして穴の大きさを確かめたり、指を入れて大きさを確かめるために指を回転させる動きもみられるようになった。

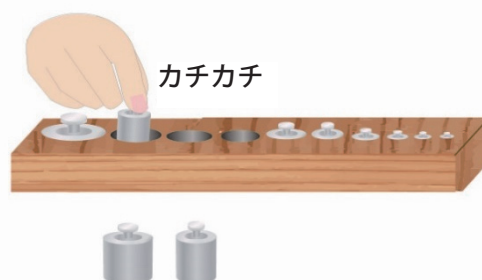


図1 モンテッソーリの円柱さし教材

3. 視覚活用と触覚活用に関する実態把握の観点

「2. 事例」では、歩行や教材の操作といった特定の活動の中での視覚活用を取り上げ、視覚や触覚を用いた行動としてどのような行動がみられたかについて述べた。

ここで、視覚を用いた行動のことを、一般に、視行動（visual behavior）と言うが、Hall & Bailey（1989）では、視行動を表1に示す3つに分類している。

この1～3の視行動の分類は、特定の活動の中でみられた個々の視行動について、より分析的に整理して、把握することを可能にするものと考えられる。即ち、個々の視行動が、1～3のどれにあたるかをみることで、それらを整理して把握することができる。

また、視覚活用の状況に関して、行動観察を行う際の観点として用いることもできると考えられる。即ち、行動観察において、1～3のどれにあたる視行動がみられるかをみていくことで、より整理された行動観察結果を得ることができる。

表1 視行動の分類

視行動の種類	説明
1. 視覚的に注意を向ける行動	視覚的に何かに注意を向ける（見る）ことに関わる視行動で、物を固視する、動くものを追視する、視線を移動する、何かを見つける等
2. 視覚的に調べる行動	視覚的に何かを調べる（見て認知、弁別等を行う）ことに関わる視行動で、物や人の顔、絵等が何であるか視覚的に調べる、調べてそれと分かる等
3. 視覚的にコントロールされた運動	視覚を用いて運動をコントロールすることに関わる視行動で、物を見て手を伸ばす、視覚を用いて移動する、動作を模倣する等

触覚活用についても、Smith and Levack（1996）では、触覚を実際の場面でどのように使用するかという機能的な観点から、触覚が関与する行動の分類として、「探す」（ランダムに、あるいは意図的に手で物を探す。）、「調べる」（何かのうえで手を動かして触覚的な特性についての情報を得る。）、「操作する」（物を意図的に動かすこと。）等の分類が示されている。

視覚の場合と同様、この触覚が関与する行動の分類は、特定の活動の中での触覚活用の状況について、より分析的に整理して、把握することを可能にするものと考えられる。また、触覚活用の状況に関して、行動観察を行う際の観点として用いることもできると考えられる。

【総合考察】

全国実態調査の結果から、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒に関する実態把握が難しいと考えられている割合が高く、同幼児児童生徒に関して指導目標の設定が難しいと考えられている割合も高いことが分かった。

本研究では、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒について、教材を用いた課題や、歩行、作業等、特定の活動の中で視覚活用や触覚活用を促した指導事例を示した。特定の活動の中で視覚活用や触覚活用に関する実態を詳細に把握して、それらの活用を促すことが重要であると考えられる。なお、本研究では、特定の活動の中で視覚活用や触覚活用についての実態把握を行うための観点も示した。本研究では限られた数例の指導事例を示すにとどまっているが、ここで示した観点は、視覚や触覚の活用状況を整理して把握する際や、行動観察の際にも参考になり得るものであると考えられる。このような実態把握が、具体的で達成可能な指導目標の設定や、その目標達成のための適切な指導内容・指導方法の設定にもつながるものとする。

なお、全国実態調査の結果からは、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応として、知的障害や肢体不自由への対応が必要なことが多いことが分かる。本研究では、知的障害、肢体不自由等への対応を踏まえて視覚活用や触覚活用を促した指導事例を取り上げている。例えば、触覚活用についても、全盲であれば触覚の活用が自然に図られるということではない。上記の事例を含めて、研究成果報告書でふれているように、触ることへの抵抗、手指の運動の制限、手指の調整力のなさ（微細な運動の困難）等、それぞれの幼児児童生徒の状況を踏まえなければならない。また、認知発達や音声言語の理解や発話の状況等を踏まえ、その幼児児童生徒にわかる言葉かけや実物の提示、具体的な物の操作による学習等が必要である。

【成果の活用】

- 特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の実態について全国的な状況を知ることができる。
- 同幼児児童生徒の指導に関して、視覚活用や触覚活用に関する実態把握の方法、指導内容、指導方法を、事例による具体例も含めて示しており、指導の参考として活用できる。
- 視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒は特別支援学校（視覚障害）以外の障害種の特別支援学校にも在籍しており、そこでも指導の参考として活用できる。